

総基重第36号

平成19年5月31日

中央非常通信協議会構成員 殿

中央非常通信協議会会長

(総務省総合通信基盤局長)

森 清

集中豪雨等の災害時における通信の円滑な実施体制の確保について

昨年度は、集中豪雨等の自然災害が発生し、人命や財産等に多くの被害があったことを踏まえ、非常通信協議会では、中央非常通信協議会平成19年度事業計画に基づき、東海、東南海・南海地震等の広域災害による被害を想定した全国非常通信訓練や、非常災害時における通信の確保のための無線局の非常通信実施体制の総点検について計画し、実施しているところです。

また、中央防災会議（会長：内閣総理大臣）からは、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について要請（別添）がなされているところです。

つきましては、これからの梅雨期や台風期の災害時における通信の円滑な実施体制の確保に向けた対策を、下記に留意し、出先機関及び他の防災関係機関と緊密に連携を図りつつ実施していただきますようお願いいたします。

記

1 管理・運用体制の確認

次の項目について取り組み、災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理・運用体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害の発生を想定した連絡体制・非常参集体制の確認
- (2) 無線局及び無線通信網の運用を確保するために必要な無線設備系統図等の整理状況の確認や周辺環境の整備
- (3) 移動系無線機（携帯無線機）の適切な配置の確認及びバッテリー等の整備・点検
- (4) 非常用電源装置及び非常通信ルート（他機関の通信網を利用した通信ルート）

を使用した定期的な通信訓練の実施

2 情報通信施設の停電・浸水対策

情報通信施設については、次のとおり非常用電源装置の整備・点検等に取り組むこと。

- (1) 自家発電装置等の非常用電源装置の設置
- (2) 非常用電源装置の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施
- (3) 非常用電源装置の燃料の保存状態及び保存量の確認
- (4) 非常用電源装置の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの作成と適切な配置の確認
- (5) 浸水被害を防止するための無線設備及び非常用電源装置の適切な場所への設置の確認

なお、情報通信施設の停電対策に関しては、非常通信協議会より地方自治体及び構成員等に配布している「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」（非常通信協議会ホームページ<<http://www.tele.soumu.go.jp/j/hijyo/manual.htm>>よりダウンロードすることも可能。）45ページの「無線設備の停電・耐震対策のための指針」を参考にされたい。

3 非常通信計画の確認

非常通信訓練を通じて、災害時における出先機関及び他の防災関係機関との連絡体制の確認を行うこと。